

言已下ハ四絡此外有革前簾ハ乗用之後、手自卷之用上上下常法也仍於門下途中等下車之時無其役人之故也自前下車蓋中門廊等之時自後方下仍簾役人必可有之乘スル時ハ中門廊モ門下拜賀已下扈從時存禮之者卷於第一人ハ不依禮之存否猶以不存禮之人者垂之疎遠之著陣之時主人必垂之不謂大臣大納言也其意略云々康永二四廿左大此時先手自卷之下車仍無別役人

褻出入之時女房同車者垂之乎卷之時其役人例院中大臣納言攝關大臣等親族公卿或殿上人褻之時無其人ハ前駟第一攝政不然乎納言以下晴日如此

〔江談抄三雜事〕野篁爲閻魔廳第二冥官事

篁參結政剋限於陽明門前爲高藤卿被切車簾鞞等云々

〔枕草子十一〕御經のことにあすわたらせおはしまさんとて中まづ女房車にのせさせ給を御

覽すとてみすのうちに宮皇原定子后藤玄げい三、四の君殿のうへ高内侍其御おとうとみところ

立なみておはします車の左右に大納言伊三位中將隆二所してすだれ打あげ下すだれひ

きあげて乗せ給ふ

〔大鏡五〕太政大臣兼家帥の宮親王敦道のまつりのかへき和泉式部とあひのらせ給て御らんせしき

まもいとけうありきやな御車の口のすだれを中よりきらせ給ひてわが御方をばたかうあげ

させ式部のかたをばおろしてきぬながういださせて紅の袴にあかきまきしものいみいと

ひろきつけてつちとひとしうさげられたりしかばいかにぞものみよりはそれをこそ人見る

めりしか

〔吉記〕壽永二年七月四日丙寅頭辨問初任間事

車簾綱緒事